

平成 17 年 8 月 4 日
福島県生活環境部原子力安全グループ

東京電力(株)福島第一原子力発電所 6 号機の可燃性ガス濃度制御系
流量制御器における不適正な補正係数の設定について
このことについて、本日、原子力安全・保安院に対して、別紙のとおり、安
全規制機関としてしかるべき措置を講ずるよう求めましたので、お知らせしま
す。

(担当 原子力安全グループ 電話024-521-7252 内線 2800)



(福島第一原子力保安検査官事務所長経由)

17県安第673号

平成17年8月4日

経済産業省原子力安全・保安院
原子力発電検査課長様

福島県生活環境部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所6号機の可燃性ガス濃度制御系
流量制御器における不適正な補正係数の設定について(通知)

東京電力株式会社が平成17年8月3日に公表したこのことについては、安全上重要な機器において、これまでの約20年もの間、不適正な取扱いがなされていたものであり、極めて遺憾であります。

事業者の責任は当然であります。原子力発電所の安全確保を一元的に管理している国の責任は極めて大きいものがあります。

国においては、これまでの定期検査においてこうした事実を見抜けなかったことを真摯に受け止め、徹底した調査を行うとともに、安全・安心の確保のため、安全規制機関としてしかるべき措置を講ずるよう求めます。

(事務担当 原子力安全グループ 電話 024-521-7255)